

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>朝霞ケアセンター そよ風</p>	<p>名称</p>
<p>事業 所在地</p>	<p>変更事項</p>
<p>東京都港区 南青山二丁目 ユニーマーケット 青山ビル</p>	<p>変更前</p>
<p>東京都港区 青山二丁目七 山ビルプラセオ 山ビル</p>	<p>変更後</p>
<p>居宅介護支援 生活介護 短期入所 介護予防 生活介護</p>	<p>サービスの種類</p>